人員基準チェックリスト（夜間対応型訪問介護）

**事業所名**

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 基準及び確認（空欄には必要事項を記入し、基準確認後は□にレ点を入れること） |
| 従業者 | オペレーションセンター従業者 | □ 提供時間帯を通じて、１以上配置しているか　　※午後６時から午前８時までの時間帯については、ＩＣＴ等の活用により、事業所外においても、利用者情報の確認ができるとともに、電話転送機能等を活用することにより利用者からのコールに即時にオペレーターが対応できる体制を構築し、コール内容に応じて必要な対応を行うことができる場合は、必ずしも事業所内で勤務する必要はない□　いずれかの資格を有しているか□ 看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士、介護支援専門員□ 利用者の処遇に支障がない場合で連携を確保しているときは、サービス提供責任者として１年以上（介護職員初任者研修課程修了者及び旧訪問介護職員養成研修２級修了者にあっては３年以上）従事した者であるか□ 利用者の面接その他の業務を行う者（面接相談員）として１以上配置しているか・ 夜間勤務のオペレーターや訪問介護員等や管理者が従事することも差し支えない・ 資格はオペレーターと同様又は同等の知識経験を有する者を配置するよう努めること□ 専従か　□ 兼務する場合　・ 利用者の処遇に支障がない場合は、夜間対応型訪問介護の定期巡回サービス、同一敷地内にある訪問介護事業所並びに定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる　・ 併設施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、併設施設等の職員を充てることができる　・ オペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、随時訪問サービスに従事することができる　　※「オペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合」とは、ＩＣＴ等の活用により、事業所外においても、利用者情報が確認できるとともに、電話転送機能等を活用することにより利用者からのコールに即時にオペレーターが対応できる体制を構築し、コール内容に応じて必要な対応を行うことができる場合であること・ オペレーションセンターを設置しない場合においては、オペレーションセンター従業者を置かないことができる |
| 訪問介護員（定期巡回） | □ 必要な数以上を配置しているか　・交通事情、訪問頻度等を勘案し、適切な員数を確保すること |
| 訪問介護員（随時訪問） | □ 提供時間帯を通じて１以上配置しているか※午後６時から午前８時までの時間帯については、ＩＣＴ等の活用により、事業所外においても、利用者情報の確認ができるとともに、電話転送機能等を活用することにより利用者からのコールに即時にオペレーターが対応できる体制を構築し、コール内容に応じて必要な対応を行うことができる場合は、必ずしも事業所内で勤務する必要はない* 専従か

　 ・利用者の処遇に支障がない場合は、定期巡回サービス又は同一敷地内にある訪問介護事業所若しくは定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる・オペレーターが随時訪問サービスに従事することができる |
| 管理者 | □ 常勤か□ 専従か（以下の場合の兼務を除く）□ 兼務する場合は以下の場合か（管理上支障がない場合に限る）□ 当該事業所の従業者としての職務に従事する場合（面接相談員含む）□ 当該事業所の事業者が訪問介護事業者、訪問看護事業者又は定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、同一の事業所においてそれぞれの事業が一体的に運営されている場合の、当該訪問介護事業所、訪問看護事業所又は定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の職務に従事する場合□ 同一の事業者によって設置された他の事業所、施設等の管理者又は従業者として従事する場合（当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握でき、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令に支障が生じない場合に限る）・ 兼務する事業所について（名称　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）（所在地　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）（兼務する職務　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）　　　※介護保険事業以外の職務についても記載すること |